

医 推 第 4 0 号
平成 3 1 年 4 月 8 日

(社) 岡山県医師会長
(社) 岡山県病院協会長) 殿

岡山県保健福祉部長

医療法施行規則第 1 条の 1 4 第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定する
診療所への病床設置の取扱いについて

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療法施行規則第 1 条の 1 4 第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定する地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所等に、療養病床又は一般病床を設けようとする場合の手続きについて、平成 2 3 年 4 月 1 日に制定した「届出により診療所に一般病床を設置することができる特例措置に係る取扱要領」を次のとおり一部改正し、平成 3 1 年 4 月 8 日から適用することとしたので、御了知いただくとともに、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

- 1 新旧対照表・・・別紙 1
- 2 改正後全文・・・別紙 2
- 3 掲載ホームページ「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」
<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>
(平成 3 1 年 4 月からホームページアドレスが変更になりましたのでご注意ください。)